

九頭竜川ダム統合管理事務所河川関係風水害対策部 防災体制発令基準
両ダムの洪水警戒体制発令基準

九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令基準	真名川ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準	九頭竜ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準
<p>(注意体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福井地方気象台より、大雨・洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域（以下「各流域」という）のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則第13条、真名川ダム操作実施要領第52条の規定により、洪水警戒体制（準備警戒体制）が発令されたとき。 5. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制（準備警戒体制）が発令されたとき。 6. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき。 	<p>(準備警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福井地方気象台から大野市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、ダム流域内において警戒体制の準備が必要と対策部長が認めたとき。 2. ダム流域内のいずれかの雨量観測所において連続雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 水位が制限水位（活用貯留時を除く）又は常時満水位を超えると予想されたとき。 4. 小放流バルブのみの放流操作が予想され、警戒体制の準備が必要なとき。 5. 活用水位から制限水位への移行放流操作が予想されるとき。 6. 事前放流実施要領に基づく事前放流操作が予想されるとき。 	<p>(準備警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大雨・洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 流域内総雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 融雪によって洪水が予想されるとき。 5. その他防災上必要なとき。 6. 事前放流実施要領に基づく事前放流操作が予想されるとき。

九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令基準	真名川ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準	九頭竜ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準
<p>(第一警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福井地方気象台より、大雨・洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 台風の近畿地方接近、又は上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 各流域平均累加雨量が100mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則第16条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。 5. 真名川ダム操作規則第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後における水位の低下を行うとき。 6. 真名川ダム操作規則第13条、真名川ダム操作実施要領第52条の規定により、洪水警戒体制(第一警戒体制)が発令されたとき。 7. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(第一警戒体制)が発令されたとき。 8. 被害の発生が予想されたとき。 9. 対策部長が必要と判断したとき。 10. 対策本部長が指示したとき。 	<p>(第一警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダム流域内のいずれかの雨量観測所において連続雨量が100mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 台風の中心が東経133度から138度の範囲において北緯32度に達し、さらに接近するおそれがあり、対策部長が必要と認めたとき。 3. 流入量が250m³/sを超えると予想されたとき。 4. コンジットゲートにより放流を行うとき。ただし、規則第19条第1項第2号、第3号及び規則第22条の規定によりダムから放流する場合は、対策部長が必要と認めたとき。 5. 九頭竜川の中角地点の水位が水防団待機水位を超え、更にはん濫注意水位に達する恐れがあり、対策部長が必要と認めたとき。 	<p>(第一警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大雨・洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 台風の中心が東経133度から138度の範囲において北緯32度に達し、さらに接近するおそれがあり、対策部長が必要と認めたとき。 3. ダムの流域内において総雨量が100mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 最大流入量が270m³/sを超えたとき。 5. 被害の発生が予想される時。

九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令基準	真名川ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準	九頭竜ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準
<p>(第二警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各流域平均累加雨量が200mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 真名川ダム操作規則第15条の規定により洪水調節を行うとき。 3. 真名川ダム操作規則第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。 4. 真名川ダム操作規則第13条、真名川ダム操作実施要領第52条の規定により洪水警戒体制(第二警戒体制)が発令されたとき。 5. 九頭竜ダム操作規則第13条の規定により洪水調節を行うとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第14条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。 7. 九頭竜ダム操作規則第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。 8. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(第二警戒体制)が発令されたとき。 9. さらに甚大な被害の発生が予想されるとき。 10. 対策部長が必要と判断したとき。 11. 対策本部長が指示したとき。 	<p>(第二警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダム流域内のいずれかの雨量観測所において連続雨量が100mmを超え、更に200mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 流入量が500m³/sを超えると予想されたとき。 3. 洪水に達しない流水の調節を行うと予想されたとき。 	<p>(第二警戒体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダムの流域内において総雨量が200mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 流域内において連続雨量が100mmに達した後、さらに2時間雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 長野水位観測所の水位が常時満水位を超え、なお上昇すると予想される時。 4. 洪水吐ゲートの操作の必要があると予想される時。 5. 更に甚大な被害の発生が予測される時 6. 洪水に達しない流水の調節を行うと予想されたとき。

九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令基準	真名川ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準	九頭竜ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準
<p>(非常体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 真名川ダム操作規則第13条、真名川ダム操作実施要領第52条の規定により、洪水警戒体制(非常体制または緊急体制)が発令されたとき。 2. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(非常体制または緊急体制)が発令されたとき。 3. 甚大な被害が発生したとき。 4. 対策部長が必要と判断したとき。 5. 対策本部長が指示したとき。 	<p>(非常体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダム流域内のいずれかの雨量観測所において連続雨量が500mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めるとき。 2. 流入量が計画高水流量の2,700m³/sに達することが予想されたとき。 3. ただし書き操作要領第2条第1号に規定する「ただし書き操作開始水位」の標高380.3mに達することが予想されたとき。 	<p>(非常体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流域内において総雨量が500mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めるとき。 2. ダム流入量が計画高水流量の1,500m³/sに達すると予想される時。
	<p>(緊急体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流入量が2,700m³/s以上のとき。 2. ただし書き操作要領第4条第1号に規定する計画を超える洪水時操作への移行等の措置を行うとき。 3. 洪水により広範囲にわたり、災害の発生が予想される時。 4. 細則第9条第2項に規定する放流が予想される時。 	<p>(緊急体制)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯水位が、ただし書き操作要領第2条第1号に規定する「ただし書き操作開始水位」の標高563.2mに達することが予想される時。 2. 洪水により広範囲にわたり、被害の発生が予想される時。
<p>(体制解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 真名川ダム及び九頭竜ダムの洪水警戒体制が解除されたとき。 	<p>(体制解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小放流バルブからの放流が終了したとき。 	<p>(体制解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダム流入量が130m³/s以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる時。

九頭竜川ダム統管理事務所河川関係地震災害対策部 防災体制発令基準

	九頭竜川ダム統管理事務所 河川関係地震災害対策部 防災体制発令基準	摘要
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各ダムの基準地震観測点において震度4（気象庁発表）の地震が発生したとき。 <u>真名川ダムの基準地震観測点（6箇所）</u>： 勝山市旭町、福井市美山町、福井池田町稲荷、大野市天神町、大野市朝日、大野市貝皿 <u>九頭竜ダムの基準地震観測点（6箇所）</u>： 大野市天神町、大野市朝日、大野市貝皿、郡上市大和町、郡上市白鳥町長滝、郡上市高鷲町 2. 各ダムの基準地震計において最大加速度25gal以上の地震を観測したとき。 <u>真名川ダムの基準地震計</u>：堤体下地震計 <u>九頭竜ダムの基準地震計</u>：堤体上（右岸）地震計 3. 真名川ダムの参考地震計のいずれかにおいて最大加速度80gal以上の地震を観測したとき。 <u>真名川ダムの参考地震計（3箇所）</u>： 堤頂地震計、連絡廊地震計、上段監査廊地震計 4. 対策部長が必要と判断したとき。 5. 河川関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示したとき。 	
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各ダムの基準地震観測点において震度5弱もしくは5強（気象庁発表）の地震が発生したとき。 2. 対策部長が必要と判断したとき。 3. 対策本部長が指示したとき。 	
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各ダムの基準地震観測点において震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生したとき。 2. 大規模災害が確認されたとき。 3. 対策部長が必要と判断したとき。 4. 対策本部長が指示したとき。 	

第6条 (防災体制の種類及び発令基準)

対策部長は、次の各号に該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときはこれを解除するものとする。但し、各班の編成人員構成は状況に応じ配置するものとする。

1. 注意体制

- ①直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において、水質事故が発生し直轄管理区間の河川及びダム湖への影響のおそれがある場合。
- ②二次災害により水質事故の発生のおそれがあり対策部長が必要と判断した場合。
- ③警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川及びダム湖への影響等の監視が必要な場合。
- ④その他対策部長が必要と判断した場合。

2. 警戒体制

- ①直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において魚の浮上、へい死等の事態が発生し、直轄管理区間の河川及びダム湖への影響を監視する必要がある場合。
- ②直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川及びダム管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③その他対策部長が必要と判断した場合。

3. 非常体制

- ①直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川及びダム管理に重大な支障を及ぼしている場合。
- ②その他対策部長が必要と判断した場合。